Local Government Wide Area Network

総合行政ネットワーク

No. 69

特集　広域行政ネットワーク運営主体と参加団体の役割及び責務

総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）は、LGWAN参加団体（以下「参加団体」という。）、広域行政ネットワーク運営主体、LGWAN運営協議会、LGWAN運営主体及びアプリケーション・サービス提供者によって構成されています（図－１）。今回は、この構成組織のうち、参加団体及び広域行政ネットワーク運営主体について説明します。

1 LGWAN参加団体

参加団体とは、LGWANに参加する地方公共団体のことで、現在は、すべての都道府県と市区町村がLGWANに参加しています。参加団体の役割及び責務は、「LGWAN基本要綱[※1]」「LGWAN参加約款[※2]」及び「LGWAN利用ガイドライン[※3]」に定められています。

ここでは、これらの規程に定められている、参加団体の主な役割及び責務を説明します。

（1）LGWANサービス提供設備の管理

参加団体には、参加団体内ネットワークとLGWANを相互に接続するための装置として、LGWANサービス提供設備（以下、「LGWAN-SS」という）が設置されています。参加団体は、参加団体内ネットワークのセキュリティを確保し、また、「LGWAN接続仕様書[※4]」に掲げるファシリティ条件を満たす環境にLGWAN-SSを設置することが求められています。そして、このハードウェア保守は参加団体の責任で行い、参加団体、LGWAN運営主体及びハードウェア保守事業者の三者により、LGWAN-SS保守覚書[※5]を締結する必要があります。

他にも、参加団体には、LGWAN-SSのラックの扉開閉の鍵管理、LGWAN内の標準時刻と参加団体内ネットワークの標準時刻同期、LGWANにおける電子メールの経路設定等の実施が求められています。

（2）連絡の義務

法定点検、庁舎工事等に伴う停電等の事由により、LGWANへの継続的な接続が行えない場合には、LGWAN運営主体に連絡しなければなりません。

また、LGWANアクセス回線[※6]を法定点検、庁舎工事等による停電等の事由で停止する場合にも、「LGWANアクセス回線停止連絡[※7]」をLGWAN運営主体に申請しなければなりません。

（3）障害発生時の対応

LGWANサービス提供設備等に障害が発生した場合、参加団体の運用担当者は、LGWAN運営主体の運用要員と連携し、障害復旧作業の支援を行う必要があります。具体的な障害発生時の対応手順については、「LGWAN利用ガイドライン」の第７章をご覧ください。

（4）参加団体情報登録及び維持更新

参加団体は、LGWAN基本アプリケーション・サー

※１　C-1-1　総合行政ネットワーク基本要綱（http://center.lgwan.jp/library/index.html#C-1-1）
※２　F-1-1-1　総合行政ネットワーク参加約款（http://center.lgwan.jp/library/index.html#F-1-1-1）
※３　F-1-1-4　総合行政ネットワーク利用ガイドライン（http://center.lgwan.jp/library/index.html#F-1-1-4）
※４　F-1-1-2　総合行政ネットワーク接続仕様書（http://center.lgwan.jp/library/index.html#F-1-1-2）
※５　標準保守覚書（http://center.lgwan.jp/library/index.html#F-1-1-2）
※６　LGWAN-SSから都道府県NOCに接続するための県域アクセス回線のこと。詳細はF-1-1-2　総合行政ネットワーク接続仕様書（http://center.lgwan.jp/library/index.html#F-1-1-2）を参照。
※７　LGWAN基本サービス（https://www.lgwan.jp/）の「LGWAN責任者」の項目内「LGWANアクセス回線停止連絡」。

図－1　LGWANの構成

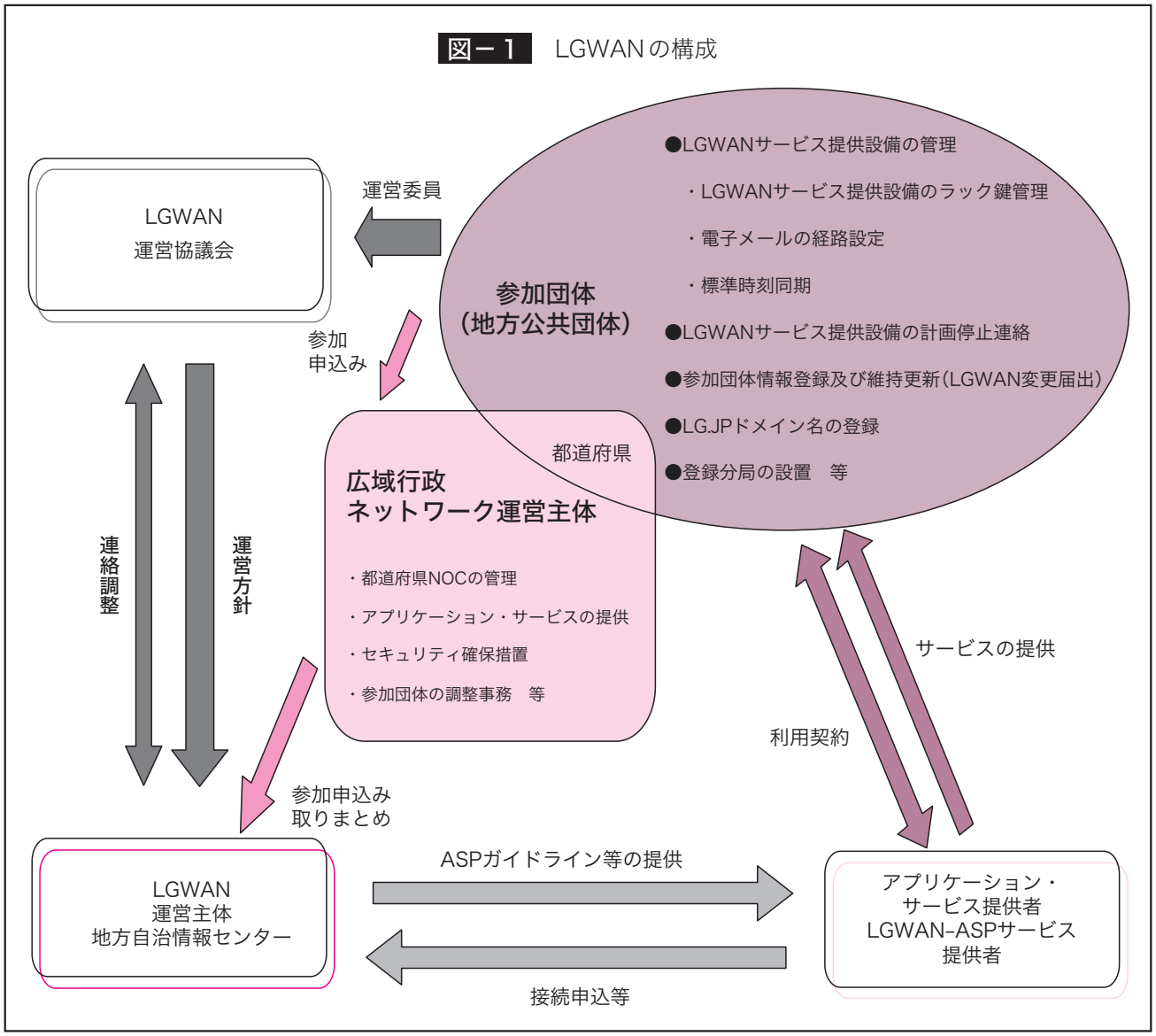

ビスを利用し、以下に掲げる情報の登録を行い、登録内容に変更が生じた場合は、遅滞なく情報の更新を行う必要があります。

・自団体のドメイン名等の情報及び参加団体ネットワークにおける電子メールの利用に関する制約事項※8

・自団体の名称、所在地、首長名、議会議長名、ホームページアドレス及び代表電話番号等、団体の概要を表す基本的事項※9

・自団体の組織の構成を表す組織機構に関する情報※10

・その他運営協議会の定める情報

その他、LGWAN参加申込の内容（LGWAN責任者、運用担当者の情報、LGWAN-SSの設置場所、IPアドレス、LGWANアクセス回線の種類、品目、回線速度等）に変更が生じた場合には、「LGWAN変更届出※11」から申請を行います。

※8　LGWAN基本サービス（https://www.lgwan.jp/）の「LGWAN責任者」の項目内「参加団体LGWAN利用環境情報（旧：参加団体情報掲示板）管理。
※9　LGWAN基本サービス（https://www.lgwan.jp/）の「LGWAN責任者」の項目内「地方公共団体基本情報管理システム」。
※10　LGWAN基本サービス（https://www.lgwan.jp/）の「LGWAN責任者」の項目内「組織管理システム」。
※11　LGWAN基本サービス（https://www.lgwan.jp/）の「LGWAN責任者」の項目内「総合行政ネットワーク変更届出」。

（5）LG.JPドメイン名の登録

LGWAN接続にあたっては、「LGWAN参加約款」第10条に基づき、LG.JPドメイン名[※12]の登録を、LG.JP取扱事業者であるLASDEC（地方自治情報センター）を通じてJPRS[※13]（日本レジストリサービス）に申請し、利用する義務があります。現在未登録となっている参加団体におかれましては、登録申請を早急に行っていただく必要があります。

また、登録されている内容に変更が生じた場合には、変更申請が必要です。

なお、申請は、「LG.JPドメイン名登録・変更・廃止申請[※14]」から行います。

（6）地方公共団体組織認証基盤における参加団体の責務

地方公共団体組織認証基盤（以下、「LGPKI」という）においては、「LGPKIの運営に関する基本綱領[※15]」第７条第３項及び第８条に基づき、登録分局を整備し、次の業務を遂行します。

・証明書の利用者からの証明書発行等申請における実在性及び同一性の確認
・登録局への証明書発行等の申請
・発行局が発行した証明書の利用者への配付
・登録分局に関するLGWAN運営主体への届出
・登録分局の運営に必要な書類の管理
・登録分局の監査対応

登録分局未整備の参加団体におかれましては、登録分局要員登録申請を行っていただきますようお願いします。また、登録分局設置済みの場合には、１年に１回、登録分局自己点検[※16]を実施する必要があります。

2 広域行政ネットワーク運営主体

広域行政ネットワーク運営主体である都道府県の役割及び責務は、「LGWAN基本要綱」で定められており、各広域行政ネットワーク運営主体では「LGWAN基本要綱」に基づき、「広域行政ネットワーク管理規程[※17]」を制定しています。また、この「管理規程」に基づき、「広域行政ネットワーク運営主体におけるLGWAN運用要領[※18]」でLGWANの運用に関する具体的な事項について記載しています。

ここでは、これらの規程に定められている、広域行政ネットワーク運営主体の主な役割及び責務を説明します。

（1）都道府県NOCの管理

広域行政ネットワーク運営主体は、都道府県ネットワーク・オペレーション・センター（以下、「都道府県NOC」という）設置のファシリティ条件に適合した都道府県NOCの設置環境を確保し、また、「広域行政ネットワーク運営主体におけるLGWAN運用要領」に定める次の事項に従って都道府県NOCを管理します。

ア　都道府県NOC設置ファシリティ条件

「広域行政ネットワーク管理規程」別紙１[※19]に示すファシリティ条件に適合する設置環境を確保します。

イ　都道府県NOCの管理領域及び費用負担

「広域行政ネットワーク管理規程」に規定されたセキュリティ境界面までのファシリティの管理を行います。また、都道府県NOCの設置環境の確保に

※12　インターネット空間において地方公共団体を表す属性型JPドメイン名として創設されたドメイン名で、JPRS（日本レジストリサービス）が登録・管理する属性型JPドメイン名の一つ。
※13　株式会社日本レジストリサービス。JPドメイン名の登録管理とJP DNSの運用を行っている。
※14　LGWAN基本サービス（https://www.lgwan.jp/）の「一般利用者」の項目内「LG.JPドメイン名登録・変更・廃止申請」。
※15　C-6-6-1　地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本綱領（http://center.lgwan.jp/library/index.html#C-6-6-1）
※16　LGWAN基本サービス（https://www.lgwan.jp/）の「登録分局責任者」の項目内「登録分局自己点検システム」。
※17　E-1-1　広域行政ネットワーク管理規程（テンプレート）（http://center.lgwan.jp/library/index.html#E-1-1）
※18　F-1-2-3　広域行政ネットワーク運営主体における総合行政ネットワーク運用要領（http://center.lgwan.jp/library/index.html#F-1-2-3）
※19　E-1-1　広域行政ネットワーク管理規程（テンプレート）（http://center.lgwan.jp/library/index.html#E-1-1）の別紙１「都道府県NOC設置ファシリティ条件」。

かかる費用は、広域行政ネットワーク運営主体が負担します。

ウ　都道府県NOCの管理

都道府県NOCの管理を行うにあたり、「広域行政ネットワーク運営主体におけるLGWAN責任者に関する通知[※20]」により、LGWAN責任者、運用担当者（正）及び（副）をLGWAN運営主体に通知します。

また、庁舎電気設備の法定点検等に伴う停電により、都道府県NOCに給電できなくなる場合には、「広域行政ネットワーク運営主体におけるLGWAN運用要領」1.3.3に示すとおり、「都道府県NOCの計画停止連絡[※21]」をLGWAN運営主体に申請します。

他にも、都道府県NOCに障害が発生した場合の復旧作業支援、LGWAN運営主体の職員等が都道府県NOC室に入退室する際の事前調整、都道府県NOCラックの開閉扉施錠鍵の管理も行い、都道府県NOC内で工事が行われる場合の現場安全管理の監督責任も担います。

エ　都道府県NOCの移設に関する手続

都道府県NOCを移設する場合には、「LGWAN運営主体におけるLGWAN運用要領」1.4に示す手順に従い、LGWAN運営主体及び移設に係る事業者と調整の上、手続を進めます。

（2）アプリケーション・サービスの提供

広域行政ネットワーク運営主体は、アプリケーション・サービス（以下、「LGWAN-ASPサービス」という）を自ら提供するほか、LGWAN-ASPサービス提供者に対して、当該都道府県NOCへの接続を認め、接続時、障害発生時等には、次のような作業を実施します。

ア　都道府県NOCに接続するLGWAN-ASPサービスに関する手続

LGWAN-ASPサービス提供者は、LGWAN運営主体に対して接続、変更及び解除申込みを行いますが、この申込みにおいて、都道府県NOCに接続、変更及び解除を希望する場合には、LGWAN運営主体が広域行政ネットワーク運営主体に対してLGWAN-ASPサービス提供者との接続等に関する調整を依頼し、広域行政ネットワーク運営主体は、この依頼に基づきLGWAN-ASPサービス提供者と調整の上、都道府県NOCのASP接続セグメントへの機器搬入作業及び回線工事の日程調整、入館手続等の作業を行います。

イ　LGWAN-ASPサービス提供者が設置した機器の障害発生時における支援作業

LGWAN-ASPサービス提供者が都道府県NOCに設置した機器に障害等の発生の疑いが生じた場合には、LGWAN運営主体またはLGWAN-ASPサービス提供者の依頼に基づき、目視による機器の稼働状態の確認及び作業員の入館手続等の支援を行います。

（3）セキュリティ確保措置

LGWANに障害が発生した場合には、LGWAN運営主体、他の広域行政ネットワーク運営主体及び参加団体と連携して復旧支援作業を行い、当該都道府県NOCに接続している参加団体に対して障害の連絡を行います。

（4）参加団体の調整事務

LGWAN運営主体からの管内参加団体への連絡事項及び調査事項の取りまとめ、障害時または災害時等の連絡、管内参加団体からの問い合わせ対応等を行います。

また、参加（希望）団体がLGWAN参加申込、退会届等をLGWAN運営主体に提出する際の取りまとめ窓口となります。

※20　LGWAN基本サービス（https://www.lgwan.jp/）の「広域行政ネットワーク運営主体」の項目内「広域行政ネットワーク運営主体におけるLGWAN責任者に関する通知」。

※21　LGWAN基本サービス（https://www.lgwan.jp/）の「広域行政ネットワーク運営主体」の項目内「都道府県NOCの計画停止連絡」。

LGPKI登録分局設置状況（平成20年６月11日現在）

	都道府県	市区町村				都道府県	市区町村		
		登録分局設置数（A）	団体数（B）	設置率（A/B）			登録分局設置数（A）	団体数（B）	設置率（A/B）
1	北海道	149	180	82.8	25	滋賀県	21	26	80.8
2	青森県	39	40	97.5	26	京都府	22	26	84.6
3	岩手県	35	35	100.0	27	大阪府	39	43	90.7
4	宮城県	27	36	75.0	28	兵庫県	41	41	100.0
5	秋田県	23	25	92.0	29	奈良県	39	39	100.0
6	山形県	35	35	100.0	30	和歌山県	27	30	90.0
7	福島県	50	60	83.3	31	鳥取県	14	19	73.7
8	茨城県	44	44	100.0	32	島根県	17	21	81.0
9	栃木県	31	31	100.0	33	岡山県	27	27	100.0
10	群馬県	38	38	100.0	34	広島県	19	23	82.6
11	埼玉県	70	70	100.0	35	山口県	20	20	100.0
12	千葉県	56	56	100.0	36	徳島県	24	24	100.0
13	東京都	59	62	95.2	37	香川県	16	17	94.1
14	神奈川県	33	33	100.0	38	愛媛県	18	20	90.0
15	新潟県	24	31	77.4	39	高知県	34	34	100.0
16	富山県	15	15	100.0	40	福岡県	63	66	95.5
17	石川県	19	19	100.0	41	佐賀県	20	20	100.0
18	福井県	14	17	82.4	42	長崎県	23	23	100.0
19	山梨県	25	28	89.3	43	熊本県	36	48	75.0
20	長野県	74	81	91.4	44	大分県	18	18	100.0
21	岐阜県	38	42	90.5	45	宮崎県	25	30	83.3
22	静岡県	37	41	90.2	46	鹿児島県	42	46	91.3
23	愛知県	61	61	100.0	47	沖縄県	41	41	100.0
24	三重県	21	29	72.4	合計		1,663	1,811	91.8

LGWAN-ASPサービス接続／登録状況（平成20年６月11日現在）

＜サービス提供者の分類＞

・アプリケーション及びコンテンツ	登録	165件	・ホスティング	接続	94件
・通信	登録	150件	・ファシリティ	登録	178件

※接続／登録済のLGWAN-ASPサービス提供者のリストは、下記URLに掲載しております。
http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/15,0,41.html